

平成22年度 第3回「奈良モデル」検討会

(中間報告)

補 足 資 料 編

- 1 教育委員会事務局の広域的な連携 . . . 1
- 2 監査機能の充実 . . . 15

**「教育委員会事務局の広域的な連携」
平成22年度作業部会中間報告書**

平成22年12月3日

1. 昨年度の検討内容

昨年度は、【川西町・三宅町】【曾爾村・御杖村】【吉野地域】の3グループに分けて検討を行い、それぞれ以下のような方向で進める結論に至った。

【川西町・三宅町】

1. 事業の共同実施

学習支援、部活動指導、校内環境整備等の学校支援ボランティアに対する地域住民の参画を促す「学校支援地域本部事業」、放課後教室等、生徒と地域住民とのふれあいの機会を設ける「地域ふれあい活動体験事業」の共同実施を目指し、検討を進める。

2. 指導主事の共同設置

現在、川西町に学校教育指導員1人、三宅町に指導主事1人が設置されているが、指導主事の共同設置ができないか検討を進める。

3. 図書館の相互利用

現在、川西町には図書館、三宅町には図書室があるが、相応の費用負担の下で、川西町の図書館を三宅町の住民が利用できるような体制を整備できないか、可能性を探る。

4. 文化財事業の共同実施

川西町には、考古学、民俗学の専門職員がいるが、三宅町にはいないため、川西町が三宅町の文化財事業実施を支援する体制づくりをできないかを検討する。

【曾爾村・御杖村】

昨年度は両村の教育長及び教育委員による先進地（京都府相楽東部広域連合）の視察を行った。今後、教育行政の維持充実の観点から事務局の共同設置について検討していく。

【吉野地域】

（吉野町・大淀町・下市町・黒滝村・天川村・野迫川村・上北山村・下北山村・川上村・東吉野村）

1. 保健事業の共同実施

結核、教職員の健診等既に共同で実施しているものがあるので、これらに加えて共同実施可能な事業の洗い出しを進める。

2. 文化財事業の共同実施

考古学、民俗学等専門職員がいる町村の職員が専門職員のない町村の業務を支援する可能性について検討していく。

3. 非常勤講師の連携確保

学校において、美術や家庭科など特殊な教科を担当する非常勤講師の確保に苦慮する事が多くあるため、近隣の市町村との連携により講師が確保できないか検討する。

4. 社会体育事務担当者会議を活用した事業の共同実施

吉野郡3町6村（吉野町・大淀町・下市町・黒滝村・天川村・上北山村・下北山村・川上村・東吉野村）で構成する社会体育事務担当者会議では、既に郡民体育大会等を共同で実施しているが、このような場を活用して新たに事業の共同実施を進めることができないか検討する。

2. 各グループの検討状況と課題解決の方向性

2-1. 検討状況と課題解決の方向性【川西町・三宅町】

両町では昨年度検討を行う方向で整理した「事業の共同実施」「指導主事の共同設置」「図書館の相互利用」「文化財事業の共同実施」のうち、「指導主事の共同設置」と「文化財事業の共同実施」について検討を進めた。

1. 指導主事の共同設置

○現状

現在、川西町は学校教育指導員を1名、三宅町は指導主事を1名設置している。また、川西町・三宅町式下中学校組合には指導主事は設置されておらず、組合事務局を担当している町の学校教育指導員又は指導主事はその業務を兼務している。

○課題解決の方向性

小学校から中学校にかけて同じ指導主事が一貫して指導を行えるという利点も考慮し、川西町、三宅町、川西町・三宅町式下中学校組合で指導主事1名を共同設置することで、教育の質の向上、効率化を図るという方向で合意した。

○今後の取組

今後は平成23年度から指導主事の共同設置に向け規約の議会提出等の準備を進める。

2. 文化財事業の共同実施

○現状

現在、川西町は文化財専門職員を1名設置しているが、三宅町は文化財専門職員を設置しておらず、日常業務において文化財の専門知識が必要な場合に対応が難しい状況にある。

○課題解決の方向性

両町で覚書を定め、川西町が三宅町の文化財事業に対して支援・助言する体制を整備し、文化財事業の推進につなげる。

○今後の取組

今年度中に覚書を定め、協力体制を整える。

<参考>

資料1(指導主事についてのアンケート)

資料2(文化財事業についてのアンケート)

資料3(川西町、三宅町、川西町・三宅町式下中学校組合指導主事共同設置規約(案))

資料4(覚書)

2-2. 検討状況と課題解決の方向性【曾爾村・御杖村】

両村では、少子化の急激な進展に対応するため、両村に1つずつある中学校の統合が課題となっている。教育行政の維持充実の観点から事務局の共同設置も含めた今後の方向性についての検討を行った。

1. 教育委員会事務局の共同設置について

教育委員会の共同設置については、両村の中学校統合検討委員会の意向もあり、今すぐの実現は難しいという結論に至った。今後は両村の教育事務の中から、共同実施可能なものについて検討していくことで合意した。

2. 共同実施可能な教育事務について

両村の全教育事務の中からそれぞれが共同実施可能だと考えるものについて意見をもち寄り、それぞれについて協議した結果、以下の教育事務について共同実施の早期実現に向け、詳細に検討していくことに決定した。

① 外国青年語学講師（ALT）の共同設置

両村はそれぞれ1名ずつALTを設置しており、ALTはそれぞれの村の小学校、中学校各1校の授業を受け持っている。県内の他の市町村では1名のALTがもっとも多い数の学校の授業を受け持っていることを考えると、1名のALTで両村の計4校の授業を行うことが可能であると考えられる。また、ALT自身も両村の授業を受け持つことで曾爾村、御杖村それぞれの文化に触れることができるという効果や、ALTを1人にするることによるALTに係る教育事務の削減という効果も考慮し、今後ALTを共同設置する方向で検討を進めることで合意した。

② 研修、講演会等の共同実施

現在、両村はそれぞれ単独で教職員の研修、文化鑑賞会や社会教育講座等を行っている。それらの機会をお互いに利用できるようにすることで、両村の教職員や住民の交流や参加機会の増加を図ることが可能であると考えられる。加えて、これらの事業を共同で実施することにより、事業の効率化、経費の削減等の効果も見込めることから今後更に検討を進めていく。

③ 交流教育活動の推進

両村の体育指導員など様々な人や団体が交流する機会を設け、両村の住民同士がつながる場を創っていく。

〈参考〉

資料5（事務の共同についての調査票）

2-3. 検討状況と課題解決の方向性【吉野地域】

【吉野町・大淀町・下市町・黒滝村・天川村・野迫川村・上北山村・
下北山村・川上村・東吉野村】

昨年度検討していく方向で整理した「保健事業の共同実施」「文化財事業の共同実施」「非常勤講師の連携確保」「社会体育事務担当者会議を活用した事業の共同実施」のうち、「文化財事業の共同実施」と「非常勤講師の連携確保」について検討を進めた。

1. 文化財事業の共同実施

○現状

現在、吉野町は民俗学専門職員を大淀町は考古学専門職員をそれぞれ1名設置しているが、他の町村には文化財専門職員がいない。吉野地域は国宝、県指定有形文化財、遺跡などはあまり多くないが、民俗文化財が多く存在する。しかし、それらの文化財は専門職がいないことや予算が少ないことにより、有効活用されていない状況である。

○課題解決の方向性

文化財専門職員の共同設置や吉野町、大淀町の専門職員への事務の委託等の手法を用いて、吉野地域の文化財事業を現在よりも促進できないか、検討を行った。しかし、これまでほとんど予算措置されてこなかった、文化財事業に新たに取り組むことによる各町村の負担増や、それぞれの町村の文化財事業に対する意向の違いなどの要因から、文化財事業については現状を維持するという結論に至った。

2. 非常勤講師の連携確保

○現状

吉野地域は非常勤講師の希望者が少なく、毎年教員配属の時期に非常勤講師の確保が困難な状況にある。

○課題解決の方向性

各町村が把握している講師の情報を集めて講師リストを作成し、講師についての情報を共有することで、非常勤講師の確保が困難な状況を改善していく。

○今後の取組

現在、講師リストには吉野地域の作業部会参加各町村が把握している講師しか記載されていない。今後、周辺地域に講師リスト活用の共同実施を働きかけ、内容充実を図る。

平成23年度より非常勤講師確保のため講師リストを使用していく。

参考：資料6（講師リスト（サンプル））

検討経過

回数	月日	主な検討内容	参加団体
第1回作業部会(全体会)	5月27日	今年度検討する課題及び方向性について	川西町・三宅町・曾爾村・御杖村・吉野町・大淀町・ 下市町・黒滝村・天川村・野迫川村・上北山村・ 下北山村・川上村・東吉野村
第1回吉野地域分科会	6月22日	文化財事業について現状整理、意見交換 非常勤講師について現状整理、意見交換	吉野町・大淀町・下市町・黒滝村・天川村・野迫川村・ 上北山村・下北山村・川上村・東吉野村
第1回川西三宅分科会	7月7日	文化財事業について現状整理、意見交換 指導主事について現状整理、意見交換	川西町・三宅町
第1回曾爾御杖分科会	7月28日	今後の方向性について意見交換	曾爾村・御杖村
第2回川西三宅分科会	8月10日	文化財事業について意向確認 指導主事について意向確認	川西町・三宅町
第2回吉野地域分科会	10月19日	文化財事業について意向確認 講師リストについて意見交換	吉野町・大淀町・下市町・黒滝村・天川村・野迫川村・ 上北山村・下北山村・川上村・東吉野村
第2回曾爾御杖分科会	10月27日	共同可能な事務について検討	曾爾村・御杖村

※下線は当日不参加の団体

**教育委員会事務局の広域的な連携
平成22年度作業部会
(中間報告書資料編)**

第1回「教育委員会事務局の広域的な連携」分科会(川西町・三宅町)アンケート(指導主事について)

	指導主事等の配置状況を教えてください。	勤務の形態を教えてください。	貴町の指導主事はどのような方ですか。	給与・報酬等について金額(月額)及び、どこから支払われているか教えてください。	業務の内容を詳しく教えてください。	指導主事に関して困っていること、課題は何か。
川西町	学校教育指導員1名 社会教育指導員1名	常勤	公立学校長 退職者	町単費 月額15～16万円+期末手当	<p>学校教育指導員所掌事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校長、教員及びその他教職員の研修に関すること ・定例校・園長会議に関すること(レジュメ及び資料作成、学校経費編成、教育課程、学習指導及び、生徒指導に関すること) ・教科内容及びその取り扱いに関すること ・教育相談にかんすること(学校内外) ・学校に係わる調査・報告文書の作成・点検・評価に関すること ・町学校教育指導方針の作成に関すること ・教育実践記録集の作成に関すること ・スクール支援スタッフに関すること ・社会教育指導員 ・人権教育全般 	現職教諭を設置することに対しての財源の問題
三宅町	平成21年4月より1名配置	週5日勤務	公立学校長 退職者	町単費で月額210,000円、通勤手当20,900円、期末手当6月50,000円・12月50,000円	<p>町立学校・園、組合立学校における教育課程、学習指導、保育課程、保育指導その他学校教育、幼児教育に関する専門的事項及び就学指導、社会教育における人権教育の指導及び事務</p>	現在1名の指導主事の配置では、仕事に飽和状態

第1回「教育委員会事務局の広域的な連携」分科会(川西町・三宅町)アンケート(文化財事業について)

	<p>現在行われている文化財関係事業は何ですか。</p>	<p>貴町内にどのような文化財がありますか。</p>	<p>貴町内で取り組む必要がある文化財事業について具体的に記述してください。</p>	<p>連携によって実施したい文化財事業の具体的な内容について記述してください。</p>	<p>文化財事業の連携を行う上で課題をお答えください。</p>	<p>どのような手法を使って文化財事業の連携を行いたいのか現時点での考えを教えてください。</p>
<p>川西町</p>	<p>川西町では平成15年度に文化財保護条例が制定され、それに伴い文化財保護審議委員が発足し、町指定文化財が6件(うち1件がその後県指定に昇格され5件に)指定され、川西町の文化財行政は以前にも増して充実しています。現在の川西町における文化財行政は以下の4つを柱としています。 ①連絡・事務・補助・文化財の管理者等との連絡、管理・文化財補助金事業の経理事務・埋蔵文化財の照会に対する回答・埋蔵文化財発掘調査の届け出及び現状変更申請の経理事務 ②調査・指定文化財の調査・埋蔵文化財の調査・指定文化財(国・県・町)指定候補に対する調査・文化財保護審議委員会の運営 ③普及・パンフレットの作成、文化財案内のホームページ作成・小学校の総合学習に対する指導・中学生職場体験の指導・外部への特別展示に写真パネル展示・外部へ講師派遣・平成16年発行の「川西町史」本文編・資料編の販売 ④史跡整備・島の山古墳の史跡整備に伴う調査の実施・整備検討委員会の運営</p>	<p>①国指定〈唐院〉島の山古墳(史跡)〈旧白米寺〉木造阿弥陀如来坐像(彫刻) 木造地藏菩薩立像(彫刻)〈富貴寺〉富貴寺本堂(建造物) 木造釈迦如来坐像(彫刻) 木造地藏菩薩立像(彫刻)〈光林寺〉木造阿弥陀如来立像(彫刻) ②県指定〈比売久波神社〉比売久波神社本殿(建造物)〈旧白米寺〉木造不動王立像(彫刻)〈糸井神社〉おかげ踊り絵馬(有形民俗) 太鼓踊り絵馬(有形民俗)〈光林寺〉本堂及び表門(建造物)〈安田自治会〉六景神社の御田植祭り(無形民俗) ③町指定〈浄徳寺〉木造十一面観音立像(彫刻) 木造四天王像(彫刻) 木造地藏菩薩半伽像(彫刻)〈下永〉下永のキヨウ(無形民俗)〈唐院自治会〉大般若經六百巻(歴史資料) 平成18年3月31日現在</p>	<p>町指定文化財の選定 埋蔵文化財調査報告</p>	<p>文化財の発掘</p>	<p>費用負担</p>	<p>専門職員の共同設置</p>
<p>三宅町</p>	<p>・文化財の管理者等との連絡、管理 ・文化財補助金事業の経由 ・文化財の照会に対する回答 ・埋蔵文化財の届出に関する業務 ・ふるさと歴史案内板の設置 ・文化財保護審議委員会の運営 ・パンフレットの作成、町史の販売</p>	<p>古墳9カ所、社寺18カ所、県指定文化財である絵馬2点、その他「太子道」等歴史上貴重な史跡多数</p>	<p>町文化財の一般的な整理</p>	<p>専門職員による町文化財全般の整理を行い。</p>	<p>費用負担</p>	<p>専門職員の共同設置</p>

川西町、三宅町、川西町・三宅町式下中学校組合指導主事共同設置規約（案）

（共同設置する町等）

第 1 条 川西町・三宅町式下中学校組合（以下「式下中学校組合」という。）、川西町及び三宅町（以下「関係団体」という。）は、共同して指導主事を設置するものとする。

（名称）

第 2 条 この指導主事は、川西町・三宅町指導主事（以下「指導主事」という。）という。

（執務場所）

第 3 条 指導主事の執務場所は、式下中学校組合事務局内とする。

（指導主事の選任方法）

第 4 条 指導主事は、関係団体の教育委員会が協議して定める候補者について、式下中学校組合教育委員会がこれを選任する。

2 指導主事が欠けたときは、式下中学校組合教育委員会は、直ちにその旨を関係団体の教育委員会に通知するとともに、第 1 項により指導主事を選任するものとする。

（指導主事の定数）

第 5 条 指導主事の定数は、1 人とする。

（負担金）

第 6 条 指導主事に関する関係団体の負担金の額は、次の方法により算出した額とする。

総経費を毎年前年 5 月 1 日現在における関係団体の幼稚園、小学校及び組合立式下中学校の園児、児童及び生徒（以下「生徒等」という）の総数で除して得た額に、各町に属する当該生徒等のそれぞれの数を乗じて得た額

2 川西町、三宅町は、前項の規定による負担金を式下中学校組合に納付しなければならない。

3 前項の負担金の納付の時期については、関係団体はその協議により定める。

（指導主事に関する式下中学校組合の予算）

第 7 条 指導主事に関する式下中学校組合の予算は、これを特別会計とする。

（指導主事に関する式下中学校組合の決算報告）

第 8 条 式下中学校組合長は、指導主事に関する決算を式下中学校組合議会の認定に付したときは、当該決算を関係団体の長に報告しなければならない。

（指導主事の身分の取扱に関する条例、規則並びにその他の規程）

第 9 条 指導主事の給料、旅費の額及びその支給方法に関する条例、規則、その他の規程を制定又は、改廃する場合においては、あらかじめ関係団体と協議しなければならない。

2 前項の規定による条例、規則並びにその他の規程を式下中学校組合が制定又は改廃したときは、関係団体は、当該条例、規則並びにその他の規程を公表しなければならない。

（補則）

第 10 条 この規約に定めるものを除くほか、指導主事に関し必要な事項は関係団体が協議して定める。

附 則

この規約は、奈良県知事の許可の日から施行し、平成 年 月 日から適用する

覚 書

川西町と三宅町とは、両町の文化財事業を推進するため、次のとおり覚書を締結する。

(目的)

第1条 この覚書は、川西町と三宅町が文化財事業に関し、相互に協力して実施する事業について確認することを目的とする。

(協力する事務)

第2条 川西町は三宅町の求めに応じ、文化財事業に関して助言、支援を行う。

(依頼)

第3条 三宅町は文化財事業について、川西町に支援を求めるときは、川西町に依頼し、了解を得るものとする。

(服務)

第4条 川西町の職員が三宅町の依頼により文化財事業に関する助言、支援を行う場合は、川西町の服務によるものとする。

(経費)

第5条 川西町が三宅町の文化財事業に対して助言、支援を行うために必要な経費については両町の協議により三宅町が負担するものとする。

(補則)

第6条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、協議のうえ解決するものとする。

この覚書を証するため、本覚書2通を作成し、記名捺印のうえ各1通を保有する。

平成22年 月 日

川西町教育長

三宅町教育長

項目名	事務事業名	事務量		共同の可否	共同により得られる効果
		発生頻度	人数		
学校教育	教育委員会	毎月1回	3時間	否	
	教育指導委員会	通年	1時間30分	否	
	就学援助委員会	通年	3.5時間	否	専門の人材が確保できる
	児童生徒教育相談	通年	1人30分	否	
	奨学金	通年	1人20分	否	
	就学援助	その都度	1人20分	否	
	就外試合等派遣補助	通年	1件につき15分	否	
	小中学校通学区域	通年	1件につき15分	否	
	三重県公立高校入学	通年	1件につき30分	否	
	通学対策	その都度	1件につき30分	否	
社会教育	人権教育・人権学習	通年	2時間	可	人件費が削減できる
	公民館	通年	1件につき1日	可	
	公民館	通年	1件につき30分	否	
	公民館	通年	1件につき1週間	否	
	公民館	その都度	1件につき1時間	否	
	公民館	その都度	1件につき1時間	否	
	公民館	通年	1件につき1週間	否	
	公民館	通年	1件につき1週間	否	
	公民館	通年	1件につき1週間	否	
	公民館	通年	1件につき1週間	否	
その他	生涯学習施設	通年	1件につき1日	否	
	生涯学習施設	通年	1件につき1日	否	
	生涯学習施設	通年	1件につき1日	否	
	生涯学習施設	通年	1件につき1日	否	
	生涯学習施設	通年	1件につき1日	否	
	生涯学習施設	通年	1件につき1日	否	
	生涯学習施設	通年	1件につき1日	否	
	生涯学習施設	通年	1件につき1日	否	
	生涯学習施設	通年	1件につき1日	否	
	生涯学習施設	通年	1件につき1日	否	
図書館	図書館	通年	1件につき1週間	否	
	図書館	通年	1件につき1週間	否	
	図書館	通年	1件につき1週間	否	
	図書館	通年	1件につき1週間	否	
	図書館	通年	1件につき1週間	否	
	図書館	通年	1件につき1週間	否	
	図書館	通年	1件につき1週間	否	
	図書館	通年	1件につき1週間	否	
	図書館	通年	1件につき1週間	否	
	図書館	通年	1件につき1週間	否	
社会体育	社会体育	通年	2時間	可	人件費が削減できる
	社会体育	通年	2時間	可	
	社会体育	通年	2時間	可	
	社会体育	通年	2時間	可	
	社会体育	通年	2時間	可	
	社会体育	通年	2時間	可	
	社会体育	通年	2時間	可	
	社会体育	通年	2時間	可	
	社会体育	通年	2時間	可	
	社会体育	通年	2時間	可	
文化財	文化財	通年	30分	否	
	文化財	通年	1件につき1週間	否	
	文化財	通年	1件につき1週間	否	
	文化財	通年	1件につき1週間	否	
	文化財	通年	1件につき1週間	否	
	文化財	通年	1件につき1週間	否	
	文化財	通年	1件につき1週間	否	
	文化財	通年	1件につき1週間	否	
	文化財	通年	1件につき1週間	否	
	文化財	通年	1件につき1週間	否	

発生頻度	事務量	人数	共同の可否	共同により得られる効果
年12回	一件につき2時間程度	兼任で1人	否	
年2回	一件につき2時間程度	兼任で1人	否	
年1回	一件につき2時間程度	兼任で1人	可	共同実施で人件費の削減
年1回	一件につき2時間程度	兼任で1人	否	
年3回	一件につき2時間程度	兼任で1人	否	
年2回	一件につき2時間程度	兼任で1人	否	
年3回	一件につき2時間程度	兼任で1人	否	
月3回	一件につき2時間程度	兼任で1人	否	
月1回	一件につき2時間程度	兼任で1人	可	
なし				
年4回	一件につき2時間程度	兼任で1人	否	
年1回	一件につき2時間程度	兼任で1人	否	
週1回	一件につき2時間程度	兼任で1人	否	
年12回	一件につき2時間程度	兼任で1人	否	
週1回	一件につき2時間程度	兼任で1人	否	
年1回	一件につき2時間程度	兼任で1人	否	
年4回	一件につき2時間程度	兼任で1人	否	
月1回	一件につき2時間程度	兼任で1人	否	
年3回	一件につき2時間程度	兼任で1人	否	
なし				
年4回	一件につき2時間程度	兼任で1人	否	
月1回	一件につき2時間程度	兼任で1人	否	
年12回	一件につき2時間程度	兼任で1人	否	
なし				
月1回	一件につき2時間程度	兼任で1人	否	
週1回	一件につき2時間程度	兼任で1人	否	
年4回	一件につき2時間程度	兼任で1人	可	共同事業で人件費の削減
年4回	一件につき2時間程度	兼任で1人	可	
年4回	一件につき2時間程度	兼任で1人	可	
年4回	一件につき2時間程度	兼任で1人	可	
月1回	一件につき2時間程度	兼任で1人	可	
週1回	一件につき2時間程度	兼任で1人	可	
年1回	一件につき2時間程度	兼任で1人	否	
年4回	一件につき2時間程度	兼任で1人	否	
年1回	一件につき2時間程度	兼任で1人	可	共同事業で人件費の削減
年1回	一件につき2時間程度	兼任で1人	可	
年1回	一件につき2時間程度	兼任で1人	否	
なし				

御杖村

曾爾村

共同可

2村とも共同可

講師リスト(サンプル)

担当教科	基本情報				平成22年度の勤務状況				勤務条件					
	教員免許の種類	性別	年齢 (H22年 4月現在)	現住所 (市町村まで)	勤務町村	車の免許 の有無	勤務年度	常勤・ 非常勤	学校名	勤務日	曜日	時間数	通勤可能な範囲	その他条件
小学校	小	女	25	A町	A町	有	21年度～	常勤	A小学校	週5日	全日可	車で1時間以内	常勤希望	A町で週5日採用
	小・幼	女	50	B町	B町	有	21年度～	常勤	B小学校	月・水・金	月・水・金	A町、B町、C町、D町	常勤希望・転居可	未定
国語	小	男	24	C村	D村	有	22年度～	常勤	D小学校	月・火	全日可	車で30分以内	常勤希望	D村で週2日採用
	中(国語)・高(国語)	男	25	A町	A町	有	22年度～	常勤	A中学校	月・火・水・木	全日可	A町、B町、C町	常勤希望	A町で週3日採用
英語	中(英語)・高(英語)	女	30	A町	B町	有	21年度～	常勤	B中学校	火・水	全日可	B町、C町、D町	協賛による	未定
	中(英語)・高(英語)	男	30	C村	C村	有	20年度～	常勤	A中学校	木・金	全日可	A町、B町周辺地域	常勤希望	A町で週2日採用
社会	中(社会)・高(地・歴)	男	32	B町	A町	有	22年度～	常勤	C中学校	週5日	全日可	車で1時間以内	常勤希望	C村で週5日採用
	中(社会)	男	64	D村	C村	有	22年度～	非常勤	A中学校	週5日	全日可	車で1時間以内	常勤希望	未定
保健体育	中(保健体育)	男	25	C村	C村	有	20年度～	非常勤	C中学校	月・火・水・金	全日可	A町、B町、C町、D町	常勤希望	他の職業に就職
	中(家庭)	女	34	A町	A町	有	20年度～	非常勤	A中学校	月・水・金	全日可	車で30分以内	常勤希望	A町で週5日採用
家庭	中(家庭)	女	38	A町	B町	有	21年度～	非常勤	A中学校	火・金	全日可	A町、B町、C町、D町	週8時間	未定
	高(音楽)・中(音楽)	女	45	D村	A町	有	22年度～	非常勤	B中学校	月・水・木	全日可	火・金はA中学校に勤務	未定	未定
音楽	中(音楽)・高(音)	女	41	A町	C村	有	19年度～	非常勤	A中学校	月	全日可	火・金はA中学校に勤務	勤務希望なし	未定
	中(美術)	女	23	B町	B町	有	22年度～	非常勤	B中学校	火・金	全日可	A町、B町	勤務希望なし	未定
美術	中(美術)	女	28	A町	A町	有	22年度～	非常勤	A中学校	水・木・金	月・火	A町、B町、C町、D町	1日 4時間程度	未定
	中(美術)	女	34	C村	C村	有	19年度～	非常勤	C中学校	火・水・金	全日可	月・木はE市の学校で勤務	未定	未定

「監査機能の充実」
作業部会検討中間報告書

平成22年12月3日

I 平成22年度作業部会取組内容

1 あるべき監査のレベルを把握

監査の標準的な手順書として、「町村監査機能の充実を図るための方策」(案)を作業部会で作成

(1) 基本事項の設定

- ①監査基準の作成
- ②定期監査の結果の取扱い基準の作成
- ③監査計画作成(毎年度)

(2) 監査実施

<定期監査実施>

- ①監査資料様式を活用した、監査対象機関による監査資料の作成
- ②例示した着眼点に基づく、監査の実施
- ③「定期監査の結果の取扱い基準」に基づく、監査報告書の作成

<その他>

例月出納検査、決算審査、基金の運用状況の審査においては、「監査必携」の「第7例月現金出納検査の着眼点」・「第8決算審査の着眼点」・「第9基金の運用状況審査の着眼点」に基づき、より充実した監査を行う。

(3) 監査実施後

監査の結果に関する報告を議会及び長並びに関係機関に提出し、かつこれを公表。

また、監査委員から監査の結果に関する報告の提出を受けた議会、長又は関係機関は、当該監査の結果に基づき措置を講じたときは、監査委員にその旨を通知するものとし、監査委員は当該通知に係る事項を公表。

なお、より充実した住民への情報提供に努める。

2 内部監査の充実を図るため、専門家や専門的知識を有する者による助言及び研修会の実施

監査委員・監査担当職員等を対象に研修会を2回実施

(1) 福岡市監査事務局 第2課長 馬場伸一氏

「監査の実務～『職員を守り、組織の生産性を向上させるツールとしての監査』を目指して」

○出席者43名（監査委員16・事務局職員27）

○内容

- ・自治体監査とは
- ・監査の種類と実務
- ・実査のノウハウ 等

(2) 総務省自治大学校客員教授 公認会計士 池田 昭義氏

「監査機能の充実に向けた監査のあるべき姿」

○出席者111名（監査委員24・議員59・事務局職員28）

○内容

- ・監査の総論
- ・監査の方法
- ・監査基準 等

3 共同設置のための調査・研究及び監査法人による包括外部監査、個別外部監査の導入の促進

不適正経理事件等を踏まえ、平成22年度から地方行財政検討会議において、監査制度の抜本的改正に向けて、現行の監査委員制度及び外部監査制度については、廃止を含め、ゼロベースで制度を見直す検討がなされてきたが、監査制度の抜本改正については、平成23年度以降に先送りされ、議論を継続する方向。

作業部会では、地方行財政会議での検討について情報共有を図った。

<平成22年度検討されている見直しの方向性>

- 第1案 長の責任の明確化及び監査機能の外部化
- 第2案 内部と外部の監査機能の明確化
- 第3案 監査機能の共同化

II 今後の方向性について

国の動向が不透明な中、引き続き、監査委員及び監査担当職員を対象に研修会や勉強会を実施していく必要がある。

1 研修会の開催

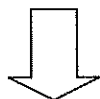
平成22年度は、監査制度の基礎や総論について研修会を開催したため、今後、監査委員及び監査担当職員を対象に、総論だけではなく、実務的な研修会を実施する必要がある。

2 意見交換会・勉強会の開催

全市町村（特に町村）間での連携の必要性を認識したので、平成22年度に作成した手順書を参考に、全市町村に呼びかけて引き続き意見交換会を実施する必要がある。

3 国の動きへの対応

引き続き、国の動向について、勉強会を実施し、国の制度に対応した体制を作るための議論を重ねておく必要がある。



<平成22年12月～>

手順書の活用方法を含め、監査実務を中心に意見交換を実施予定。

<平成23年度～>

監査委員及び事務局職員対象に研修会や、国の動き等を含めた意見交換会及び勉強会を実施予定。